

○経済産業省告示第三百五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

一の表の第1の三の9の（1）に掲げる国を除く国又は地域の項中「2309・10」を「23・09」に改め、「2309・90」を削る。

一の表の第1の三の9の（2）に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項及び三の9の（6）に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項を次のように改める。

三の9の（2）に掲げる国 又は地域を除く国又は地域	0302・35 0302・91—2	くろまぐろ（大西洋又は地中海において蕃養され た生鮮又は冷蔵のトウナス・テナナスに限る。）
------------------------------	----------------------	--

<p>(当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)</p>	<p>0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2</p>	
<p>三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域(当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)</p>	<p>0302・36 0302・91—2 0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2</p>	<p>みなみまぐる(生鮮又は冷蔵のみなみまぐるに限る。)</p>

「0302・91」及び「0303・90」
 「0302・99」及び「0303・99」

0303・91
 0303・99」

三の7の(1)のイの表二九〇三・八二の項の次に次のように加える。

二九〇三・八三	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇 ^{二六} ・〇 ^{三九} ・〇 ^{四八} 」デカン（別名マイレックス。）
---------	--

三の7の(1)のイの表二九〇三・八九の項中「、ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇^{二六}・〇^{三九}・〇^{四八}」デカン（別名マイレックス。）」を削る。

三の7の(1)のイの表二九〇三・九二の項の次に次のように加える。

二九〇三・九三	ペンタクロロベンゼン
二九〇三・九四	ヘキサブロモビフェニル

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項中「、ポリ塩化ナフタレン」を「及びポリ塩化ナフタレン」に改め、「、ペンタクロロベンゼン及びヘキサブロモビフェニル」を削る。

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項の次に次のように加える。

二九〇四・三一	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名PFOS。）
二九〇四・三二	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）アンモニウム

二九〇四・三三	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）リチウム
二九〇四・三四	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）カリウム
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）塩

三の七の(1)のイの表の関税率表の番号等の欄中「二九〇四・九〇」を「二九〇四・三六」に改め、二九〇

四・三六の項中「ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名P F O S。）又はその塩及び」を削る。

三の七の(1)のイの表の関税率表の番号等の欄中「二九一〇・九〇」を「二九一〇・五〇」に、「二九一四

・七〇」を「二九一四・七一」に、「二九二〇・九〇」を「二九二〇・三〇」に、「三八二四・九〇」を「

三八二四・九九」に改める。

三の七の(12)の表を次のように改める。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	○三〇六・一四 ○三〇六・九三	冷凍したかに その他のかに（冷凍したものに限る。）

	一六〇五・一〇	かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・一四	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）
域	〇三〇六・九三―二	その他のかに（冷凍したもののうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

三の7の(12)の表の(注)中「冷凍したかに（関税率表第〇三〇六・一四号に掲げるもの）」の下に「、その他にかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるものうち、冷凍したものに限り。）」を加える。

三の8の(9)の表を次のように改める。

国・地域	貨物		提出書類
	関税率表の番号等	貨物名	
ロシア	〇三〇六・三三二	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに	ロシア政府が発給した証明書の原本

	〇三〇六・九三	その他のかに（冷凍してないものに限る。）	
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等

三の 8 の (9) の表の注中「冷凍してないかに」を「生きている、生鮮の及び冷蔵したかに」に、「第〇三〇六・二四号」を「第〇三〇六・三三号」に改め、「に掲げるもの」の下に「並びにその他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるものうち、冷凍してないものに限る。）」を加える。

附 則

（経過措置）

第一条 この告示の施行前に輸入貿易管理規則第二条第二項の規定により交付された輸入承認証及びこの告示の施行前にこの告示による改正前の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の三の 7 の規定によりされた確認につ

いては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第七十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。</p>				<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。</p>			
<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>				<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>			
地域	貨物			地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名		項目番号	関税率表の番号等	貨物名
三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12		鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及びこの二の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）	三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12		鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及びこの二の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）
	0208・40				0208・40		
	0210・92				0210・92		
	1504・30				1504・30		
	1521・90				1521・90		
	16・01				16・01		
	1602・10				1602・10		

	1602・20 1602・31 1602・39 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 <u>23・09</u>					
<u>三の9</u> <u>の(2)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u> <u>域(当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。)</u>	0302・35 <u>0302・91-2</u> <u>0302・99-1</u> <u>0302・99-2-</u> <u>(2)</u> 0304・49-2 <u>0304・59-2</u>	<u>くろまぐろ(大西洋又は地中海に</u> <u>おいて蓄養された生鮮又は冷蔵の</u> <u>トウナス・テイナスに限る。)</u>		<u>三の9</u> <u>の(2)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u> <u>域(当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。)</u>	0302・35 <u>0302・90-2</u> <u>0302・90-2</u> <u>0304・49-2</u> <u>0304・59-2</u>	<u>くろまぐろ(大西洋又は地中海に</u> <u>おいて蓄養された生鮮又は冷蔵の</u> <u>トウナス・テイナスに限る。)</u>
<u>三の9</u> <u>の(6)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u>	0302・36 <u>0302・91-2</u> <u>0302・99-1</u> <u>0302・99-2-</u> <u>(2)</u> <u>0304・49-2</u>	<u>みなみまぐろ(生鮮又は冷蔵のみ</u> <u>なみまぐろに限る。)</u>		<u>三の9</u> <u>の(6)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u>	0302・36 <u>0302・90-2</u> <u>0304・49-2</u>	<u>みなみまぐろ(生鮮又は冷蔵のみ</u> <u>なみまぐろに限る。)</u>

<u>域（当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。）</u>	<u>0304・59-2</u>		<u>域（当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。）</u>	<u>0304・59-2</u>	
中華人民 共和国、 北朝鮮及 び台湾	0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 <u>0302・91</u> <u>0302・99</u> 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 <u>0303・91</u> <u>0303・99</u> 03・04 0305・10 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43	さけ及びます並びにこれらの調製 品	中華人民 共和国、 北朝鮮及 び台湾	0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 <u>0302・90</u> 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 <u>0303・90</u> 03・04 0305・10 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43	さけ及びます並びにこれらの調製 品

	0305・49	
	0305・59	
	0305・69	
	0305・72	
	0305・79	
	1604・11	
	1604・19	
	1604・20	

	0305・49	
	0305・59	
	0305・69	
	0305・72	
	0305・79	
	1604・11	
	1604・19	
	1604・20	

二の二 (略)

二の二 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

1～6 (略)

7(1)イ 次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の

7(1)イ 次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の

確認を受けなければならない。

関税率表の番号等 (略)	品名
二九〇三・八二二	一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）。）並びに一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。）
二九〇三・八三三	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）
二九〇三・八九	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・九二二	ヘキサクロロベンゼン及び一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。）
二九〇三・九三三	ペンタクロロベンゼン

確認を受けなければならない。

関税率表の番号等 (略)	品名
二九〇三・八二二	一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）。）並びに一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。）
(新設)	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・八九	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン。）、ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・九二二	ヘキサクロロベンゼン及び一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。）
(新設)	

二九〇三・九四	ヘキサブromoビフェニル	(新設)
二九〇三・九九	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。以下同じ。)	二九〇三・九九 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。以下同じ。)、 ペンタクロロベンゼン及びヘキサブromoビフ エニル
二九〇四・三一	ペルフルオロ(オクタン――スルホン 酸)(別名PFOS。)	(新設)
二九〇四・三二	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) アンモニウム	(新設)
二九〇四・三三	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) リチウム	(新設)
二九〇四・三四	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) カリウム	(新設)
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ(オクタン――スル ホン酸)塩	(新設)
二九〇四・三六	ペルフルオロ(オクタン――スルホニル) フルオリド(別名PFOSF。)	二九〇四・九〇 ペルフルオロ(オクタン――スルホン 酸)(別名PFOS。)又はその塩及びペルフ ロロ(オクタン――スルホニル) フル オリド(別名PFOSF。)
(略)		(略)
二九一〇・五〇	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六 ・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七 ・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四 ―エンド―五・八―ジメタノナフタレン(別 名エンドリン。)	二九一〇・九〇 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六 ・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七 ・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四 ―エンド―五・八―ジメタノナフタレン(別 名エンドリン。)
二九一四・七一	デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・ 〇・〇」デカン―五―オン(別名クロルデ	二九一四・七〇 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・ 〇・〇」デカン―五―オン(別名クロルデ

ものうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第三〇六・一四号に掲げるもの）、その他のかに（関税率表第三〇三・〇六・九三号に掲げるもの）のうち、冷凍したものに限り、及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (8) (略)

(9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域 貨物 提出書類

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第三〇六・一四号に掲げるもの）及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）とする。

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (8) (略)

(9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域 貨物 提出書類

ロシア	関税率表の番号等 ○三〇六・三三	貨物名 生きている、生鮮の及び冷蔵したかに	ロシア政府が発給した証明書の原本
ロシアを除く国又は地域	○三〇六・三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等
<p>(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（関税率表第○三〇六・三三号に掲げるもの）並びにその他のかに（関税率表第○三〇六・九三号に掲げるもの）のうち、冷凍していないものに限る。）とする。</p>			
ロシア	関税率表の番号等 ○三〇六・二四	貨物名 冷凍していないかに	ロシア政府が発給した証明書の原本
ロシアを除く国又は地域	○三〇六・二四	冷凍していないかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等
<p>(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、冷凍していないかに（関税率表第○三〇六・二四号に掲げるもの）とする。</p>			
<p>9 (略)</p>			
<p>9 (略)</p>			